

議案第21号

富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により別紙のとおり富津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

個人番号カード用電子証明書の更新等に係る事務を郵便局で取り扱うことができるようにするため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、富津岬郵便局、佐貫郵便局、関尻郵便局及び金谷郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

1 指定する郵便局の名称

- (1) 富津岬郵便局
- (2) 佐貫郵便局
- (3) 関尻郵便局
- (4) 金谷郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付
- (2) 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し
- (3) 個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付
- (4) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付
- (5) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し
- (6) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付

3 取扱期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに、富津市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。